

JET Report

ジェットレポート

vol. 14
summer



財団法人 電気安全環境研究所

JAPAN ELECTRICAL SAFETY & ENVIRONMENT TECHNOLOGY LABORATORIES

CONTENTS

FOUR SEASON／季語

花火
ハナビ



手花火に妹がかひなの照らさる
(誓子)

夜空を彩る打ち上げ花火は夏の風物詩であるが、子供たちが手に持て遊ぶ「手花火」も風情があついいものだ。

「かひな」とは腕のこと。浴衣の袖をまくって、手元の線香花火のパチパチはじける光を見つめる少女の姿が目に浮かぶ。花火のはかない美しさが、少女のはかなさと共に鳴する。

それにしても、花火の光に照らされた女性の姿は、なぜかひとときわ美しく見える。光と闇のせめぎ合いによる演出効果というのだろうか。

FOUR SEASON

季語—花火
ハナビ

1

JET SCOPE1

関西事業所の国際化への取り組み
CB試験所資格取得へ

2

JET SCOPE2

電気用品安全法に基づく
「認定検査機関」として認定される！

3

海外情報

日本—EU MRA締結

4

Safty Regulations

電気用品技術基準の改正概要について

5

JET INFORMATION

S—JET認証のおすすめ

(機関内登録)

JET部品認証サービスのご案内

JETの試験設備<7>

三次元測定機

試験現場NOW<7>

横浜事業所の

電線・電線管グループ

6

就任の御挨拶

今や、我が国は、様々な分野で大きな変革の時期を迎えていると思われます。経済界を見ましても、数年前には考えられもしなかった大型の合併や提携の話が、新聞紙上を賑わしています。しかし、このことも、大きな地殻変動の一端が表面に出ているに過ぎないのでしょう。

製品認証の分野でも、制度が大幅に改正され、新しい動きが生じつつあります。私こそ、このような転換期に(財)電気安全環境研究所(JET)の理事長に就任することになり、責任の重さを痛感しております。

幸いJETには、約40年間培ってきた試験技術、国内外の規格・基準の知識と経験の蓄積があります。私たちは、これを基盤として、今後一層幅広く研鑽に努めることで、新しい時代の要請に応えていける組織になりたいと思っています。

さらに、本年4月から施行された新しい電気用品安全法の下で、ますます責任が重なる製造業者や輸入業者の皆様のために、各種の支援サービスや依頼試験の分野でもお役に立つことが、私たちの重要な使命であると考えております。

今後環境が変化する中で、私達は、皆様のニーズにお応えすべく、役職員一体となって努力していく所存ですが、私どもの至らぬ点、その他お気づきの点がございましたら、何なりとご意見をお聞かせいただければ有り難いと思います。

今後とも、JETに対しまして、変わらぬご愛顧をいただきますようお願い申し上げ、私の就任のご挨拶とさせていただきます。



財団法人 電気安全環境研究所
(JET)

理事長 高木 宏明

関西事業所の国際化への取り組み

CB試験所資格取得へ

21世紀を迎えた今日、更なるサービス向上を目指し、関西事業所が実施している試験に対する国際化への取組みの1つをご紹介いたします

J E T 関西事業所は、関西地区を中心に西日本の製造事業者をはじめとする皆様方への試験・認証・工場調査などをご提供する中核を担っております。

関西事業所の主な業務として、
一国内的には、電気製品などの安全性の証となるS-JETマーク認証、電気用品安全法に基づく特定電気用品の試験・特定検査設備の確認、水道法に基づく性能試験・工場調査、工業標準化法に基づく公示検査などを行っています。
一国際的には、中国の試験所認定機関であるCCIBLACから洗濯機、脱水機及び情報処理機の範囲で認定を受けており、また、中国の規制当局(CIQ, SA)及び認証機関(CQC)との協定に基づくCCIBマークのための試験(CCIBよりその都度委託されます。)、及びCCIBマークのための定期工場調査をはじめとして、ヨーロッパなどの認証機関からの委託に基づく代行工場調査なども行っております。

来年の秋 資格取得予定

既に、J E T は I E C E E 制度の認証機関(NCB:CB 証明書発行・受入れ機関)として認められており、また、横浜事業所は I E C E E - C B 制度における C B 試験所の資格を取得しています。加えて、関西事業所が C B 試験所の資格を取得し、関西地区を中心とした製造事業者の皆様方のご要望にお応えできるよう、かつ、更なるサービスがご提供ができるよう取組みを始めました。この制度は、国際間の貿易を促進するために参加認証機関の試験結果を相互に活用し、極力重複試験を避け、合理的に、かつ、効率的に参加認証機関の認証を速やかに発行することを目的としています。

この C B 試験所資格取得のため、本年 4 月に I E C E E のメンバーである日本工業標準調査会の審査を受け、同調査会より正式に I E C E E 事務局に申請いたしました。今後、I E C E E より試験所能力検証のための査察を受けることとなり、来秋には資格を取得できる予定です。



サービス範囲が拡大

関西事業所が C B 試験所として認められることにより、J E T が皆様にご提供できるサービスの範囲が拡大することになります。関西事業所が現在申請している範囲は次のとおりです。

- 脱水機
- 洗濯機
- 乾燥機
- 厨房機器
- 冷凍・冷蔵庫
- 空気清浄機
- 湿潤器
- 情報処理機

さらに、電気冷房機試験用の恒温室の充実(本年11月完成予定)など試験設備の充実を図り、他の製品を含め順次、認定範囲の拡大を図ってまいる所存です。なお、この恒温室では、I E C 60335-2-40、J I S C 9612の安全試験のほか、J I S B 8615(I S O 5151に準拠)に基づく能力測定も行えます。その概要は下記の通りですので、是非ともご利用頂きますようお願いいたします。

電気冷房機試験用恒温室概要

- 一能力測定法:サイクロメトリックカロリーメータ(空気エンタルピー法)
- 一恒温室の大きさ(W×D×H)
 - 室内側: 5.4×5.4×2.5m
 - 室外側: 5.3×5.3×2.5m
- 一恒温室の温度調整範囲
 - 室内側: 10~55°C
 - 室外側: -10~55°C
- 一測定可能な冷房機の容量(最大)
 - 冷房能力: 18kW
 - 暖房能力: 20kW
- 一測定可能な冷房機の形状
 - 壁掛け形、天井吊り下げ形、床置き形などで、さらにマルチタイプの機種にも対応しております。

(関西事業所)

電気用品安全法に基づく 「認定検査機関」として認定される！

我が国唯一の全品目をカバーする検査機関として認定

電安法の下、国内にあっては J E T を含め5機関が認定検査機関として認定され、海外にあっては 2 機関が承認検査機関として承認されました。（平成13年6月末現在）これら検査機関のうち、技術基準省令 1 項及び 2 項に基づき、電線から携帯発電機にいたる全ての電気用品について適合性検査が実施できる機関として認定されたのは、国内では唯一 J E T だけです。

ご承知のとおり J E T は、通商産業省電気試験所（現：独立行政法人 産業技術総合研究所）から電気用品の安全試験業務

を引き継ぐために設立され、昭和38年4月に電気用品取締法に基づく指定試験機関として指定を受けて以来、広範な各種試験設備と技術的なノウハウに基づき型式認可試験業務を実施してまいりましたが、引き続き適合性検査業務を実施してまいりますので、ご活用をお願い致します。

なお、経済産業大臣から J E T が認定された区分と事務所は以下のとおりです。

（企画広報部）

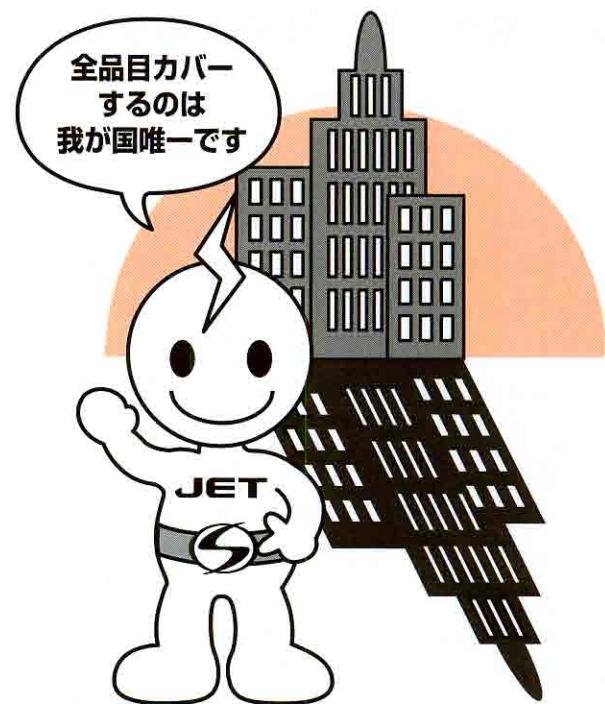
認定された区分と事務所

●認定の区分

- 1 電線
- 2 ヒューズ
- 3 配線器具
- 4 電流制限器
- 5 小形単相変圧器及び放電灯用安定器
- 6 電熱器具
- 7 電動力応用機械器具
- 8 電子応用機械器具
- 9 交流用電気機械器具（2 から 8 に掲げるものを除く。）
- 10 携帯発電機

●認定された事務所

- 1 本部
- 2 横浜事業所
- 3 関西事業所





日本-EU MRA締結

本年4月4日に、日本とEUとの間においてMRA (Mutual Recognition Agreement: 相互承認協定) が署名されました。

この協定は、①通信端末機器及び無線機器、②電気製品、③医薬品及び、④化学品を対象としておりますが、特に通信端末機器及び無線機器と電気製品分野においては、特定機器の技術基準への適合性評価の結果を相互に受入れることとしております。

(注)特定機器の具体例としては、以下の製品があります

○電気製品：

テレビ、冷蔵庫、蛍光灯、変圧器、電線等

○通信端末機器及び無線機器：

電話機、携帯電話、ファックス等

1

MRAの適用範囲

- ◎日本からEU市場に輸出する場合：欧州共同体の関係法令（通信端末機器指令、低電圧指令、EMC指令）等に定める通信端末機器及び無線機器並びに電気製品
- ◎EU市場から日本に輸入する場合：電気通信事業法に規定する端末機器、電波法に規定する特定無線設備及び電気用品安全法に規定する特定電気用品

2

適合性評価結果の受け入れ

協定の適用分野に含まれる特定機器をEU市場に輸出する場合、主務大臣（総務または経済産業大臣：以下同じ）から欧州の認定基準に合致した適合性評価機関として認定された者が、日本国内でEU基準に従って行った検査の結果を欧州側の評価機関が行ったものと同様の扱いで欧州側が受入れることによりEU市場に輸出できます。

現在の輸出手続きと相互承認実施後の手続きの違いを図に示します。

これにより、日本及びEUの輸出事業者にとっては一検査手続き及び検査期間の短縮によりお互いの市場への迅速な投入が可能になります。

一国内での検査実施により検査費用の削減ができる等のメリットが生じます。

3

協定の発効

協定は、この協定を実施運用していくための法律案が今通常国会において成立した後、関連政省令等国内的な手当及びEU側との協議等を経て発効される予定で、本年中の発効を予定しているとのことです。

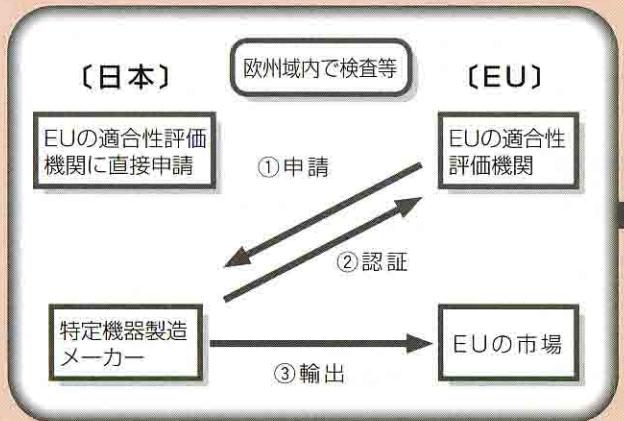
4

JETの役割

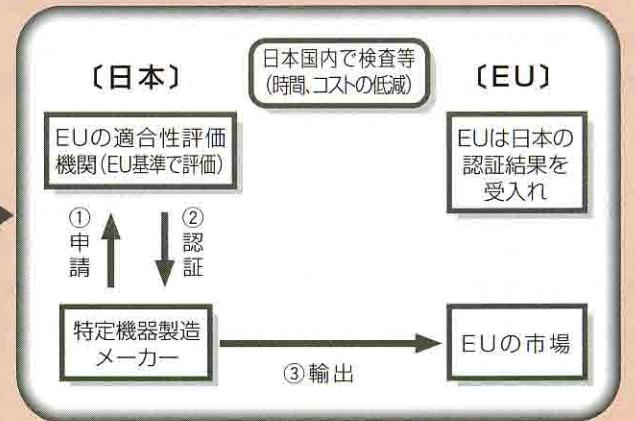
製品の適合性評価を行う機関は、EUが要求する認定要件に従って主務大臣から認定を受ける必要があります。認定を受けた機関はEUのノーティファイドボディ(EC指令に基づいて型式試験を実施する機関)及びコンピタントボディ(EC指令等特定の指令に基づいて技術文書を作成する機関)と同等の地位を得ることになり、適合性検査を行うことが出来ます。今後、認定のための法的枠組みが整った後に、関係機関が申請していくことになりますが、JETも申請に向け準備を進めております。

(国際事業部)

《現在》



《MRA実施後》



電気用品技術基準の改正概要について

平成13年3月21日に電気用品の技術上の基準を定める省令が改正され、4月1日から施行されましたので、その概要についてご紹介いたします。

Q1 改正の概要

今回の改正は、電気用品安全法の施行にともない、同法を実施するために改正されたものです。従来から適用されている電気用品については、実質的に大きな変更はありませんが、懸案事項となっていたいくつかの問題が解消されることになりました。改正内容は概略以下のとおりです。

- * 定格等に関する表示について旧電気用品取締法施行規則から移行
- * 新たに追加された電気用品に係る技術基準の追加
- * 対象外となった電気用品に係る技術基準の削除
- * その他電気用品名の呼称の変更

Q2 定格等に関する表示

旧施行規則では、電気用品ごとに ∇ の記号、型式認可番号、製造事業者名等のほか、定格電圧、定格消費電力などについても表示の方式が規定されていましたが、今回、定格等に関する表示は技術基準に移行されました。これにあわせ、旧施行規則の備考にあった、表示すべき事項の近接表示の規定、表示すべき事項以外の表示の表示すべき事項との近接を禁止する規定及び大臣の承認事項がなくなり、緩和が図られました。

技術基準省令第1項では、各別表に附表が設けられ、従来の規定内容とほぼ同等の内容が盛り込まれています。なお、一部以下のような変更点もあります。

- 小形単相変圧器：ネオン変圧器及び30Vを超える燃焼器具用
変圧器にあっては、1次側の定格容量に変更
- 直流電源装置：二重絶縁構造のものに、回記号を追加
- コンセント付家具：懸案事項となっていた定格消費電力及び定格周波数を削除

技術基準省令第2項で採用されているIEC整合規格については、規格の中に定格等の表示要求事項があることから、従来、施行規則の表示との重複の問題がありました。今回の改正で、定格等の表示については技術基準に依ることとなり、この問題は解消されました。

Q3 新たに追加された電気用品

電線（コード）に、ポリエチレンコードが、また、電動力応用機械器具に浴槽用電気温水循環浄化器（24時間風呂）が追加され、これらの電気用品に関する技術基準が追加・改正されました。

コードの合成樹脂被覆材料は、従来、ビニルのみが規定されていましたが、昨今の環境配慮型製品に対する期待が高まる中、新にポリエチレンが追加されました。規定内容は、基本的にビニルコードと同等の要求となっており、例えば絶縁体や外装の厚さはA種コードと同じ値が適用されます。

浴槽用電気温水循環浄化器は、電気用品安全法施行令改正時（平成12年3月29日）に追加されたもので、今回、その技術基準が提示されました。技術基準は、別表第八2（78の2）として単独規定されています。規定内容としては、同（78）電気泡発生器と類似していますが、製品の特徴が考慮され、いくつか規定が追加されており、概略は、以下のとおりです。

- 構造要求として、水に電圧が加わらない構造、転倒防止手段、アース機構の設置又は絶縁変圧器を有する二重絶縁構造、漏電遮断器の取り付けなど
- 絶縁性能、平常温度上昇及び異常温度上昇は気泡発生器と同等
- 機械的強度として、水中用で固定使用しないものについて、コンクリート床上への落下試験

Q4 対象外となった電気用品

以下に示す旧甲種14品目、旧乙種33品目が電気用品の対象外となり、これに係る要求事項が削除されました。

■甲種から対象外

蛍光灯電線（ゴム）、ネオン電線（ゴム）、金糸コード（ゴム）、糸ヒューズ、封入形ヒューズ、ねじ込み形プラグヒューズ、ターンスイッチ、開放ナイフスイッチ、ねじ込みプラグ、はとめローゼット、クラスター、ヒューズ式電流制限器、その他の家庭用電熱治療器、家庭用電撃治療器



■乙種から対象外

合成樹脂製等のフロアダクト、合成樹脂製等の線桿、電気ズボン、電気上衣、電気羽織、電気チョッキ、電気懐炉、電気ござ、電気湯たんぽ、電気採油器、電気バター加温器、電気保温皿、電気くし、換気用電熱器、電気点火器、電気装飾器具、ミルククーラー、電気ナイフ、電動加算機、電動計算機、電動会計機、電動金銭登録機、ひげそり用泡立て器、電気散水機、8ミリ映写機、8ミリ編集機（電動式）、8ミリ編集機、ムービーライト、光源応用おもちゃ、その他の光源応用遊戯器具、携帯用テレビジョンカメラ、電子応用おもちゃ、電磁式おもちゃ

5 その他

今回の改正で、一部の電気用品の呼称が変更され、これにあわせ技術基準の関連箇所が変更されました。呼称変更された電気用品は、次のとおりです。

- せん形プラグヒューズ→栓形ヒューズ
- その他の凍結・凝結防止用電熱器具→その他の凍結又は凝結防止用電熱器具
- その他の工作・工芸用電熱器具→その他の工作用又は工芸用の電熱器具
- ヘヤーカーラー→ヘアカーラー

最後に、改正された技術基準には経過措置は講じられておりません。このため、現在製造されている製品にも適用されますので注意が必要です。

(技術規格部)

S-JET認証のおすすめ

JETが各事業者の皆様にお勧めしていますS-JET認証システムは、モデル毎の技術基準適合確認と定期的に行われる工場調査並びに認証製品の抜き取り試験で構成されています。S-JET認証を取得されることで、自己確認の他に第三者による確認がプラスされることにより、安全性のより一層の確保、信頼性の向上に繋がります。

さらに、S-JET認証を取得されることにより、電気用品安全法による技術基準適合義務や検査記録の作成保存等にも適切に対応することができます。

1 S-JET認証取得で安全性のより一層の確保、信頼性の向上

事業者による基準適合性の自己確認に加え、事業者以外の公平・中立な第三者による客観的な確認を定期的に行うことで、安全性のより一層の確保や信頼性の向上を図る認証システムです。
(電気用品の基準適合義務（自己確認）の補完になります。)

2 技術基準の適合性を確認する 製品確認試験

- 認証取得を希望される製品のモデル毎に認証いたします。
(モデル認証)
- 技術基準に適合していることを確認するための試験が実施されます。
(製品試験)
- 認証取得を希望されるモデル毎に該当する技術基準による安全性の確認を行い、技術基準に適合した製品のみが認証され登録されます。(電気用品安全法の技術基準適合義務の補完)



3 製造設備・検査設備、品質システムを確認する工場調査

- 認証対象製品を製造する工場の適切性があらかじめ確認されます。
(初回工場調査)
- 認証に先立ち、認証のお申し込みを頂いた製品を製造する工場が適切な製造設備、検査設備を保有し、適切な管理が行われていることを確認(電気用品安全法に定める「検査設備」の確認)します。また、受入から出荷までの品質システムについても、その適切性を確認します。(製品カテゴリー毎に実施)

4 認証後のフォローアップ

- 定期的に製造工場の工場調査が行われます。(定期工場調査)
- 認証品を製造する工場が、認証時の製品と同じ性能を有する製品を継続して製造できる能力を有していることを、年1回の頻度で実施される定期工場調査時に確認します。また、定期工場調査では、製品等について実施された検査記録等を確認します。(電気用品安全法における「検査記録の作成・保存義務」等に役立ちます。)
- 認証された製品の抜き取り試験が行われます。(抜き取り試験)
- 定期工場調査時に認証製品をランダムに抜き取り、認証時に安全性の確認を行った製品と同一であることを確認します。
(電気用品安全法の技術基準適合義務の補完)

5 S-JETマークの表示で+αの安全性を消費者にアピール

電気用品安全法によるマークの他にS-JETマークを表示することで、一般消費者に対して、自己確認に加え、第三者による確認が行われていることをアピールすることができます。

また、流通事業者の方々も安心して製品を仕入れ、販売することができます。

(事業推進部)

6

電気用品安全法の要求事項（技術基準適合義務、検査義務、適合性検査）とS-JET認証の概略比較

電気用品安全法	特定電気用品  	特定以外 	S-JET認証 
【法第八条】 技術基準適合義務	(具体的な方法は、届出事業者に任せられ、自己確認で足りる) =自己確認	同 左	製品試験時に製品が電気用品安全法技術基準に適合していることを確認します。（電気用品安全法適用製品）
【法第八条第二項】 検査の義務（検査の実施、記録の作成及び保存）	(施行規則第十一條 検査の方式等) =自己確認	同 左	定期工場調査時に検査記録を確認します。
【法第九条】 認定検査機関による適合性検査（当該電気用品及び届出事業者の検査設備）	認定検査機関（JET）で型式の区分毎の代表モデルについて確認（強制）	該当せず	型式の区分毎の代表モデルではなく、認証を希望されるモデル毎に確認します。
【施行規則第十一條】 検査の方式等	◎ 品目により違いあり ①特定電気用品の製造工程において行う検査 当該電気用品の製造の方法に応じ、技術基準に適合させるために適當と認められる方法で構造、材質及び性能について常時行う （材料、部品に係る検査は、購入に際して行う受入検査（当該検査と同等と認められるもの）で代えることができる）	該当せず	認証継続の条件の一つとして規定されています。
②完成品について行う検査	外観、絶縁耐力、通電（特別に規定されたものは、追加要求項目あり）について一品ごとに技術基準に定める方法（同等以上の方法）で行う	同 左	定期工場調査時に受入検査から出荷検査までの検査記録を確認します。
③試料（特定電気用品の材料、部品、半完成品）について行う検査	主要な材料、部品、設計、製造方法、製造設備を変更する際又は技術基準に適合させるために必要な場合、該当する技術基準に定める検査事項について技術基準に定める方法（同等以上の方法）で行う	該当せず	
【施行規則第十五条】 検査設備	電気用品の区分毎に定められた検査設備で技術上の基準に適合したものが備えられていることを認定検査機関が確認	該当せず	初回工場調査時に検査に必要な検査設備が有ることを確認します。

(機関内登録)

JET部品認証サービスのご案内

電気製品等に組み込まれる部品、材料、付属品などの試験を予め実施・登録し、その結果をJET認証等の製品試験に活用することにより、同じ部品等の繰り返し試験を避け、認証までの期間の短縮、費用の削減等を図ることができます。

? 認証マークは

製造事業者等による安全確保に加え、JETによる適用規格への適合確認を受けることにより、適用規格への適合性が客観的、かつ、公正に証明されたことを示すものです。



影響を受けてますので、その結果を有効に活用するためには、登録時の適用規格の選択に注意が必要です。



認証方式のオプション

広くご利用頂けるように、『セットメーカーによる登録』方式をオプションとして用意しました。この方式は、JET認証を取得している会社が対象で、認証取得を希望する製品に組み込まれる予定の部品等に限定したものです。

注1) セットメーカー登録方式では「認証マーク」の表示は不可。

注2) 登録結果は、登録を受けた会社の製品に組み込まれたときのみ、製品試験時に登録された条件の範囲内でその結果を活用。

(製品認証部)

このサービスをご利用頂くと次のようなメリットが…



◎JETが製造事業者をバックアップ
(適用規格への適合確認、工場の品質管理体制等の確認)することにより、事業者の安全確保レベル、品質保証レベルの一層の向上

◎電気用品安全法に基づく認定検査機関として、認証部品を使用した特定電気用品の「適合性検査」におけるデータ活用が可能。

◎認証された部品の定格、型番等について、JETが発行する刊行物等に掲載する方法により公表。

◎CBスキームにおける認証機関(NCB)として、認証部品を使用した製品の「CB証明書」発行のための試験におけるデータ活用が可能。

◎JET認証制度(S-JETマーク)において、認証部品を製品認証時の試験に活用することにより、同じ部品材料の繰り返し試験を避け、認証までの期間短縮や費用の削減等が可能。
→製品試験の長期化対策
→トータルコストの削減(信頼性の確保、部品等の設計の標準化)

◎電気用品安全法の下で、技術基準適合義務、検査記録の作成・保存の義務など、製品メーカーが部品メーカーに依頼するであろう検査記録の提出等に関する手助けが可能。



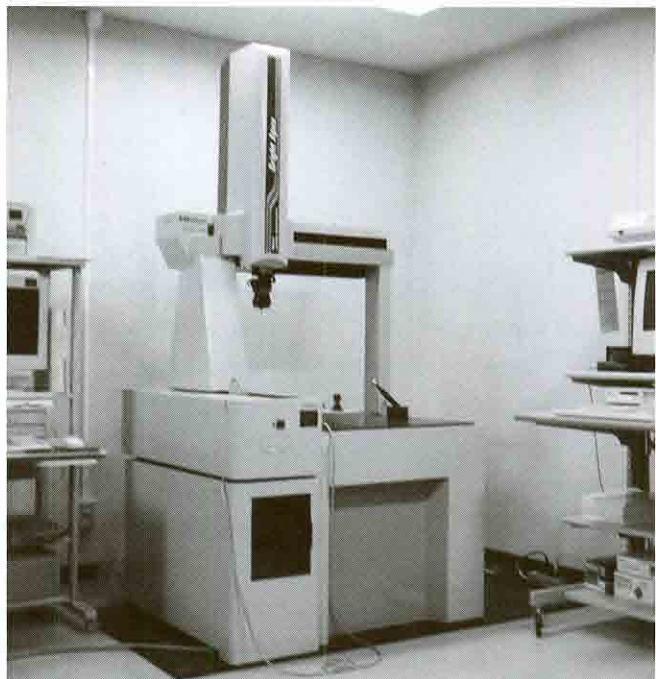
JETの試験設備〈7〉

三次元測定機

本装置は、3次元形状の寸法を μm オーダーの精度で測定することができる測定装置です。測定は、タッチシグナルプローブを被測定物に接触させて測定点を取得し、平面や円等の基本要素や要素間の距離等を求めます。球形の接触子を持つ測定子は任意の方向へ最大 90° 傾けることができ、測定中に傾きを変えることもできます。また接触子の先端径は、接触した方向も考慮して自動的に補正され、正しい測定点の座標が入力されます。

I EC 等の安全規格では、試験に使用するゲージやテストピンなどの治具について、精密な許容範囲が規定されていますが、J ET で使用されるゲージや治具等は、本装置を用いて定期的に校正されています。

測定精度 $(3+4L/1000)\mu\text{m}$ L は任意の測定長(mm)



横浜事業所 計測器管理・部品グループ
TEL : 045-582-2151
FAX : 045-582-2255

試験現場 NOW 〈7〉

横浜事業所の電線・電線管グループ

電線・電線管グループは、主に、電線及び電線管類の安全性試験及び給水器具の第三者認証試験を行っております。

これらの製品は、電気や水道といった社会基盤を支えるもので、その安全性が確保されていなければ、大事故や災害に発展する可能性があります。

そのため試験業務には、試験技術及び法的解釈など、高い知識と経験が要求されます。当グループでは、長年の型式試験業務で培った経験を生かしながら、さらに海外認証取得の試験など、サービスの拡大をはかるよう努めています。

電線の試験では、昨年、EMC グループとの協力により I EC 60096-1 による同軸ケーブルの遮蔽減衰量試験サービスを開始しました。また、今年度は、環境配慮形電線 (EM) の性能評価試験に対応する予定です。

主な適用電線規格

- ① 電気用品安全法技術基準
- ② J IS C 3005 (ゴムプラスチック絶縁電線試験方法)



- ③ I EC 60227/60245 (ビニル/ゴム絶縁ケーブル)
- ④ I EC 60332-1 (ケーブルの一条垂直難燃性試験)
- ⑤ I EC 60502-1 (0.6/1 kV, CVケーブル)

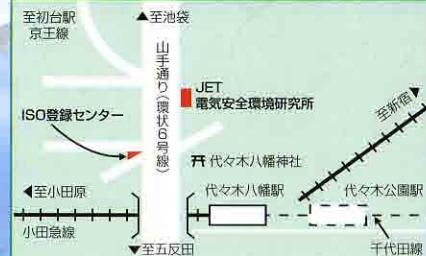
電線管類の試験では、電気用品安全法技術基準に基づく試験設備のほか、I ECに対応したJ IS規格の試験を行うための設備(垂直難燃性試験装置、低温衝撃試験装置、自然換気恒温槽等)を用意しております。

横浜事業所 電線・電線管グループ
TEL : 045-582-2667
FAX : 045-582-2347

<お問い合わせの際はこちらまで>

[本 部] TEL FAX

●総務部	03-3466-5145	03-3466-5106
●企画広報部	03-3466-5162	03-3466-5106
●技術規格部	03-3466-9241	03-3466-5288
●研究部	03-3466-5126	03-3466-5204
●事業推進部	03-3466-5160	03-3466-5297
●国際事業部	03-3466-9818	03-3466-5297
●製品認証部	03-3466-5234	03-3466-9219
●工場調査部	03-3466-5186	03-3466-9817
●東京事業部	03-3466-5185	03-3466-9223
●電気製品安全センター	03-3466-9203	03-3466-9204



■本部
〒151-8545 東京都渋谷区代々木5-14-12
■ISO登録センター
〒151-0062 東京都渋谷区元代々木町33-8
(元代々木サンサンビル2F)

[ISO登録センター] TEL FAX

●事業推進室	03-3466-9690	03-3466-8388
●品質認証部	03-3466-9741	03-3466-8388
●環境認証部	03-3466-9242	03-3466-9820



■横浜事業所
〒230-0004 神奈川県横浜市鶴見区元宮
1-12-30

[横 浜 事 業 所] TEL FAX

●横浜事業所（代表）	045-582-2151	045-582-2255
------------	--------------	--------------



■関西事業所
〒661-0974 兵庫県尼崎市若王寺3-9-1

[名 古 屋 事 業 所] TEL FAX

●名古屋事業所（代表）	052-937-6131	052-937-6131
-------------	--------------	--------------



■名古屋事業所
〒461-0004 愛知県名古屋市東区葵3-15-31
(住友生命千種第2ビル3階)